

# 平成30年度 国際化推進事業助成 (2次募集)

(公財)神戸国際協力交流センター(KICC)では、民間団体の行う次の事業に助成をしています。

## 対象となる事業

- ①国際協力・交流事業(神戸市内で開催)
  - ・市民の啓発を目的とした事業
  - ・外国語、海外文化の普及事業
  - ・その他地域の国際化および国際協力の推進に資する事業
- ②外国人の生活支援事業
  - 神戸市在住の外国人の日常生活を支援する事業

- ◆ 次のような事業は対象となりません。
  - ◇ 営利活動・政治活動・宗教活動を目的とするもの。
  - ◇ ①国際協力・交流事業で、広く一般に公開されていないもの。
- ◆ 一団体に対して一年度に一事業を対象とします。
- ◆ 『同一団体』に対する助成は2か年連続では行いません。  
また、『同一事業』に対する助成も2か年連続では行いません。

対象事業期間	申請期間	助成金交付決定(予定)
平成30年4月1日から 平成31年3月末日までに 実施される事業	平成30年9月3日(月) ~9月28日(金)	平成30年10月下旬

助成対象経費の2分の1以下、  
10万円以内で助成します。



制度の詳細や申請方法は、ホームページをご覧ください。  
<http://www.kicc.jp/activity/index.html>

## ★申請先・問い合わせ先

公益財団法人 神戸国際協力交流センター(KICC)

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1-14 神戸商工貿易センタービル2F

TEL 078-291-0641 FAX 078-291-0691

E-mail [kic00@kicc.jp](mailto:kic00@kicc.jp)



◆ 助成対象経費

- (1) 会場使用料, 活動に必要とされる機器・機材・車両の借上料等の使用料
- (2) 講師・司会者・出演者等への謝金及び旅費
- (3) 印刷製本費, コピー代, 事務用品購入費等の消耗品費
- (4) 通信運搬費, 広告料, 会場設営費等の役務費
- (5) その他特に審査会が適当と認めた経費

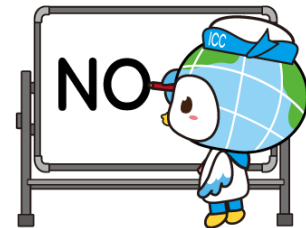
◆ 助成対象外経費

①国際協力・交流事業

- (1) 講師, 運営スタッフ等のうち主催者団体に属する者への謝礼・報酬・旅費(ただし, ボランティアに対する旅費は除く)
- (2) 飲食に要する経費
- (3) 備品購入費等の団体の資産形成にかかる費用
- (4) 領収証のないもの
- (5) 他団体の助成金の助成対象となっている経費 ※
- (6) その他審査会が助成対象として不適当と判断する経費

②外国人の生活支援事業

- (1) 飲食に要する経費
- (2) 備品購入費等の団体の資産形成にかかる費用
- (3) 領収証のないもの
- (4) 他団体の助成金の助成対象となっている経費 ※
- (5) その他審査会が助成対象として不適当と判断する経費



※ 他団体の助成金を申請している場合の注意点

他団体の助成対象経費とK I Cの助成対象経費を重複して申請することはできません。

